

ごみの早朝・夜間収集の  
あり方について

(世田谷区清掃・リサイクル審議会答申)

平成 13 年 5 月

世 田 谷 区

諮問第 1 号  
平成 12 年 7 月 19 日

世田谷区清掃・リサイクル審議会 様

世田谷区長 大 場 啓 二

世田谷区清掃・リサイクル条例(平成 11 年 12 月世田谷区条例第 52 号)に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

諮問事項 『ごみの早朝・夜間収集のあり方について』

## 1 諮問事項

「ごみの早朝・夜間収集のあり方について」

## 2 諮問理由

近年、ごみ集積所におけるカラスによるごみ散乱等の被害は、街の美観や環境衛生上、大きな問題となっています。平成 11 年度の区民意識調査によると、地域の困りごとのトップに、カラス等の鳥獣による被害が挙げられています。

区はこれまで、町を清潔に保ち、カラス等の被害を防ぐため、区民の自主管理を条件に、ごみ散乱防止ネットの配布を行ってきました。しかし、「夜間のごみ出しや指定日以外にごみを出す等、ルールを守らない人がいる」「ネットを使用していない集積所が荒らされている」等の意見が寄せられるなど、根本的な解決には至っていません。

一方、東京都は、昨年より「都市活動が始まる前に、主な繁華街、商店街、駅前通り等のごみ収集を行うことで、町の美観を確保する」ことを目的に、ごみの早朝収集を 23 区全域の主な商店街等で開始しました。本区においては、下北沢駅南口周辺地域で清掃事業移管後も継続的に実施しているところであります。

こうした中で、区は清掃事業の移管にあたり、平成 12 年 3 月に策定した「世田谷区一般廃棄物処理基本計画」では、「ごみの排出方法及び収集体制の検討」の項目の中で、「排出者の利便性の確保と街の美化を推進する観点から、商業地区などにおける早朝収集を拡大していく」、「夜間収集についても検討していく」こととしております。また、今年度の主要事務事業でも、「早朝収集等の調査・検討」を、取り組むべき施策の一つに位置づけているところでございます。

これらのことから、今後の事業展開の方向性を定めていくために、「ごみの早朝・夜間収集のあり方」について、ご審議いただきたく、ここに諮問するものであります。

平成 13 年 5 月 22 日

世田谷区長 大場 啓二 様

世田谷区清掃・リサイクル審議会  
会長 後藤 逸男

ごみの早朝・夜間収集のあり方について (答申)

平成 12 年 7 月 19 日付諮問第 1 号により、答申議会に対して諮問された事項  
について、別紙のとおり答申いたします。

## 《目 次》

	頁
1 . 現状と課題 . . . . .	1
2 . 下北沢南口周辺地域における早朝収集 . . . . .	1
3 . 世田谷区における早朝収集のあり方 . . . . .	3
4 . 世田谷区における夜間収集のあり方 . . . . .	4
5 . その他の留意事項 . . . . .	4

### 資 料 編

資料 1 下北沢駅周辺における早朝収集について . . . . .	7
資料 2 早朝収集の事例（他区） . . . . .	10
資料 3 夜間収集の事例（他市） . . . . .	11
資料 4 三鷹市の早朝・夜間収集について . . . . .	12
資料 5 世田谷区下北沢南口周辺地域早朝収集調査報告書 . . . . .	15

### 付属資料

世田谷区清掃・リサイクル審議会 諮問第1号審議経過 . . . . .	51
世田谷区清掃・リサイクル審議会委員名簿 . . . . .	52

## 1 現状と課題

### (1) 現状

平成 12 年度の世田谷区の収集ごみ量は、可燃ごみが約 17.0t/年、不燃ごみが約 4.2 万 t/年と見込まれている。平成 12 年度の世田谷区ごみ組成分析調査によると、可燃ごみに占める生ごみの割合は、37.6%である。この結果、世田谷区における可燃ごみの中の生ごみ量は焼く 6.4 万 t/年と推計される。

### (2) 課題

近年、ごみ集積所（以下「集積所」という。）におけるカラスによるごみの散乱等の被害は、街の美観や環境衛生上、大きな問題となっている。これに対しては、ごみ散乱防止ネットなどによる地域での取り組みが行われているが、根本的な解決には至っていない。

一方、東京都は、平成 11 年 11 月より「都市活動が始まる前に、主な繁華街、商店街、駅前通り等のごみ収集を行うことで、町の美観を確保する」ことを目的に、ごみの早朝収集を 23 区全域の主な商店街等で開始した。世田谷区でも、下北沢駅南口周辺地域で清掃事業移管後も継続実施している。

ごみの早朝・夜間収集は、街の美観や衛生上に効果があるといわれている。今後、世田谷区として、ごみの早朝・夜間収集にどのように取り組んでいくかが課題となっている。

## 2 下北沢駅南口周辺地域における早朝収集

### (1) 早朝収集の概要

下北沢駅南口周辺地域では、都市活動が始まる前に街をきれいにし、都市の美観を確保するため、ごみの早朝収集を実施している。早朝収集の概要は表 - 1 に示すとおりである。

表 - 1 下北沢駅南口周辺地域におけるごみ早朝収集の概要

項目	内容
対象地域	下北沢駅南口周辺地域 (北沢 2 丁目 11～14、19、20 番外)
実施日	平成 11 年 11 月 1 日～
収集日	可燃ごみ 月・木曜日 不燃ごみ 土曜日
収集時間	午前 7 時 30 分～午前 8 時頃まで

## (2) 早朝収集に対する評価

世田谷区では、早朝収集実施地域の区民・事業所を対象にアンケート調査を実施した。区民では、早朝収集の是非について、よいと思う人が75.0%、よくないと思う人が6.3%、よくわからないと思う人が16.7%であり、7割以上の人々が早朝収集に肯定的である。事業所では、よいと思う事業所が84.3%、よくないと思う事業所が4.3%、よくわからないと思う事業所が7.1%であり、8割を超える事業所が早朝収集に肯定的である。

### ア 効果

#### (ア) 街の美化

アンケート調査によると、早朝収集のよい点として「街の美化」を挙げたのは、区民アンケートでは68.8%、事業所アンケートでは81.4%である。清掃事務所によると、午前8時頃にはごみの収集を終えているため、通勤・通学などで商店街を通る人々の快適で円滑な通行が確保できているとのことである。

#### (イ) カラス対策

アンケート調査によると、早朝収集がカラス対策になっていると回答したのは、区民アンケートでは62.5%、事業所アンケートでは85.7%である。清掃事務所によると、早朝収集開始前は、カラスによるごみの散乱がひどい集積所が7~8ヵ所あったが、早朝収集開始後は、ごみ袋が1~2袋破れている集積所が数ヵ所ある程度とのことである。

#### (ウ) 排出者の利便性

早朝収集によりカラスによるごみ散乱が防止されるため、集積所を管理している区民や事業者が集積所を清掃する手間が減少するなど、ごみの排出者にとってもメリットがあると考えられる。

#### (エ) 収集効率

午前8時からの収集時間に比べると、通勤・通学者や商店街への商品の搬入車両が比較的少ない時間帯であり、収集効率はよいと考えられる。

### イ 問題点

#### (ア) 騒音

収集時間が早まることで、ごみ収集車両の走行時やごみ収集時に発生する音が騒音と感じられる可能性がある。

#### (イ) ごみの排出時間

ごみの排出時間が早くなるため、生活スタイルによって不便になる区民がいると考えられる。区民アンケートによると、収集時間が早すぎるという意見が見られた。また、マンションなどで管理人がごみを管理しているところでは、ごみ出しに対応

するために勤務時間の変更などの必要が生じるところもあると考えられる。

### 3 世田谷区における早朝収集のあり方

#### (1) 対象地域・対象ごみ種

住宅地における早朝収集は、商店街と比べて収集時間に合わせて排出している家庭が多いため、収集時間が早すぎると排出しにくい場合がある。また、現状より収集時間が早くなることでごみの収集を騒音と感じる人が生じることや、マンションの管理人がごみを排出しているところでは、管理人の勤務時間の変更が必要になると考えられる。

したがって、家庭ごみを対象とするよりも、通行人の多い駅周辺的美観を保持するために、主として事業系ごみを対象として早朝収集を行うことがより効果的な施策と考えられる。実施地域は、駅周辺で事業所が多く、区民が多く通行する場所でごみの排出が通行や交通を妨げている地域を対象に実施することが適切と考えられる。特に、繁華街のようにカラスに荒らされやすいような環境にある地域を対象とすることが望ましい。

このように、事業所を中心とした地域で実施することになるが、地域単位で取組むため、その地域にある家庭ごみを一緒に収集することになる。そのため、地域の意向を把握することが必要である。下北沢地域のアンケート調査では、事業所・区民ともに概ね賛成の意見が多かったが、特に区民からは一部に反対意見も見られたことから、実施地域の区民の意向を十分に把握しながら推進する必要がある。

#### (2) コスト増の回避

基本的に排出者負担が原則の事業系ごみに対して、より多くの税金を投入することは、区民サービスとしての収集事業を逸脱してしまう。そのため、コストを増加させずに、町的美観を良化することを目的として早朝収集を拡張していくことが適当と考えられる。

#### (3) 実施地域における排出マナー・排出ルール

早朝収集の実施地域では、他地域に比べて事業者の利便性が向上することになる。事業系ごみの排出者責任の原則に照らせば、利便性が向上した分、事業者も応分の負担を負うことが必要となる。そのため、ごみの発生抑制・排出抑制、ごみ分別や事業系リサイクルシステムへの協力、有料シールの添付率の向上など、他地域にもましてルールを遵守させる必要がある。

#### (4) 民間事業者の実施を促進するような施策（夜間・早朝受け入れ体制）

事業系ごみについては、事業所に排出者責任があり、事故処理責任を徹底させる方向で施策を展開していく必要がある。現状では事業系ごみの一部を区が有料で収集しているが、個人事業者などの経営の安定に配慮しながら、将来的には、民間業者による収集に委ねていくことが望ましい。また、夜間収集や毎日収集などを希望する事業



所は、民間の収集業者を活用することが考えられる。

区としては、民間事業者がこのようなサービスを実施しやすいように、清掃工場における受入時間の延長や夜間受入の実施などを検討する必要がある。ただし、平成 17 年度までは東京二十三区清掃一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）で運営しているため、一部事務組合に対し世田谷区内の清掃工場での取り組みの実施を働きかけていくべきである。平成 18 年度以降は、清掃工場も世田谷区に移管されることになるから、周辺住民に配慮しつつ、体制整備に積極的に取り組むべきである。

#### （５）早朝収集のあり方

実施に際しては、早朝収集を実施する地域の選定やスケジュールを調整する必要がある。将来的には、収集体制を整備し、5 つの総合支所（世田谷、北沢、玉川、砧、烏山）ごとに実施することが望ましいが、当面は、広域生活拠点（下北沢、三軒茶屋、二子玉川）の中から地区を選定して実施することが適切であると考えられる。

早朝収集を実施する地域を選定する場合は、事業所、飲食店の過密度、区民の居住状況、通勤・通学者数などを考慮して、街の美化やカラス対策にも地域の区民・事業所の意向を尊重する必要がある。

また、基本的には、現状の収集人員や機材の範囲内で、計画的に早朝収集を実施するよう努めなければならない。

### 4 世田谷区における夜間収集のあり方

夜間収集を行っている事例からは、カラス対策に有効であることや、夜間は交通量が少ないため、効率的な収集が可能であることなどの効果がある一方で、収集費用の増加や周辺地域への騒音、清掃工場の受入体制への影響などの問題点も指摘されている。

世田谷区の現状の収集体制では、直ちに夜間収集を実施することは困難であると考えられるが、夜間収集の効果と問題点を考慮しながら、地域特性に即した夜間収集のあり方を今後検討していく必要がある。

### 5 その他留意事項

#### （１）家庭ごみの対応

家庭ごみについては、早朝収集以外のカラス対策として、次のような対策が必要と考えられる。

最も重要なのは、生ゴミの発生をできる限り抑制することである。食品を計画的に購入したり、食べ残しがないようにするなど、生ごみの量を減らすように心がけることが大切である。

次に、排出時間の遵守、ごみの排出には可能な限り容器を使用するなど、区民一人一人がごみ排出ルールを守らなければならない。

また、ごみ散乱防止ネットの活用、生ごみを外から見えないように紙に包んで排出するなどの工夫も大切である。

## (2) 生ごみリサイクルの抜本対策

平成 12 年には国が食品リサイクル法を制定するなど、生ごみリサイクルへの関心が高まっている。世田谷区においても、生ごみを可燃ごみとして排出するのではなく、生ごみのリサイクルを促進していくことが重要である。

すでに区は、平成 11 年度から生ごみ処理機の購入費を補助し、区民の啓発に努めてきた。今後さらにリサイクルを進めるためには、生ごみ処理機などの普及を図ることが必要である。ただし、生ごみ処理機などの処理物は各家庭で利用できない場合が多いので、処理物から肥料を作るなどして、区内農地や区民農園などで有効に活用できるようなリサイクルシステムを構築していくことが望ましい。また、街路樹や公園などでも利用できるよう、土木・造園部門との連携も不可欠である。

区内の小中学校では、給食の調理くずや食べ残しをリサイクルするモデル実験が行われており、子どもたちが食べ物の大切さを学び、食品の循環を体験できるような機会を増やすことが望ましい。

## (3) 環境学習の実施

ごみの発生抑制や正しい排出方法を区民の間に浸透させていくためには、子どもから大人まで、様々な場での環境学習が大切である。現在小学校 4 年生が清掃工場の施設見学を行っているが、自分たちが出しているごみがどのように処理されているのかを十分理解し、環境に配慮した行動につながるよう総合学習のカリキュラムを充実させることが望ましい。長期的な視野にたった環境学習を推進するためには、幼稚園・保育園、小中学校、高校、大学などの環境学習を取入れることはもちろん、地域の中での生涯学習をして取組まなければならない。

そのため区は、環境学習の機会を区民に提供し、積極的に環境学習に取り組む区民を支援することが大切である。たとえば、粗大ごみの修理再生を行う工房など PR・啓発施設の整備も検討する必要がある。

一方で、カラス被害を防止していくためには、関係部署と連携を図りながらカラス対策としてのごみの排出方法やカラスの生態に関する学習も大切である。

## (4) 受益者負担の原則

区民や事業者が、ごみの排出量に応じた負担を行い、ごみ減量を図るためには、ごみ処理にかかるコストを明確にし、適正な費用負担方法についての見当が不可欠である。すでに有料化されている事業系ごみについては、手数料の適正化や有料シールの貼付率の向上を図ると共に、家庭ごみについても適正な費用負担について検討を行う必要がある。